

「経営革新計画」とは、新商品・新サービスの開発や、新しい販売方法の導入といった「新たな取り組み」を行うための、3～5年の中期事業計画のことです。要件を満たす計画は、岡山県知事から承認を受けることができます。

チャレンジ企業
募集中!!

10万円相当
の専門家費用
が商工会なら
無料で利用
※3回派遣を想定

新規顧客の
獲得につながった！



県内取り組み事例

新しい取り組みで
売上・利益が増加した！

経営革新計画



経営の「見える化」と「今後の目標」が定まります。

策定は 商工会がフルサポート！

岡山県の計画承認総数
2684件 (R8.1.14現在)

(経営革新計画 承認例)

【建設業】

耐震リフォーム市場への参入

【製造業】

自動機械による製造の内製化

【卸・小売業】

墓じまい代行サービスへ進出

【飲食業】

ギフト用スイーツの開発・販売

【美容業】

ヘアメイク＆写真撮影の提供

経営革新計画の承認により得られるメリット

1 保証・融資の
優遇措置を活用
信用保証協会
日本政策公庫

2 経営革新計画を
社内共有することで
モチベーション
&組織力UP

3 ものづくり補助金
岡山県補助金など
補助金採択
の加点ポイント

4 自社が抱える
問題・課題が見える化
目標が定まり
行動計画が決定

5 岡山県の承認を
公的PRとして活用
県のHPで紹介
知名度向上

お問合せ

岡山南商工会 TEL 086-296-0765

詳しい内容は
裏面を参照

経営革新を申請するには

「新事業活動」にチャレンジして「経営の相当程度の向上」に取り組む計画策定が必要です。
1年以上の営業実績がある中小企業者が対象となります。

「新事業活動」とは…

以下のいずれかの取り組みに該当

- 新商品の開発又は生産
- 新サービスの開発又は提供
- 新商品の生産又は販売方式の導入
- サービスの新たな提供方法の導入
- 技術の研究開発 その効果の利用
- その他新たな事業活動

※申請対象として該当するかは、事前に商工会にご相談ください。

(個々の事業者にとって「新しいもの」であれば相当程度普及している場合を除き、原則対象となります)

「経営の相当程度の向上」とは

事業期間	【指標1】 ①「付加価値額」又は ②「一人当たりの付 加価値額」の伸び率	【指標2】 ③「給与支払総 額」の伸び率
3年計画	9%以上	4.5%以上
4年計画	12%以上	6%以上
5年計画	15%以上	7.5%以上

①付加価値額

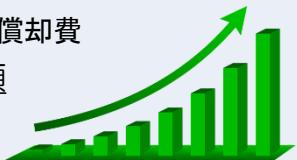
営業利益+人件費+減価償却費

②一人当たりの付加価値額

付加価値額÷従業員数

③給与支払総額

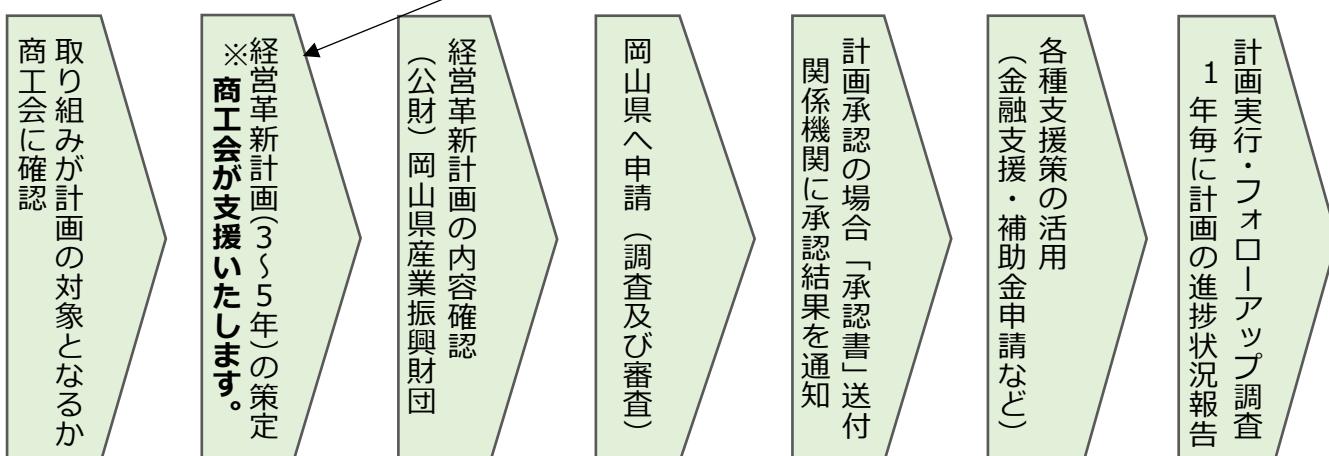
役員報酬+給与+賞与+各種手当



※「伸び率」は各事業期間に応じた「指標1・指標2」の目標値

【計画策定から承認までの流れ】

※申請書(経営革新計画)の作成目安：2～3ヶ月



【会員事業所 事例】セトウチパッケージ株 岡山市南区藤田 (パッケージ製造)

紙製のパッケージメーカーとして、変形貼箱「スタイルボックス」を製造する中で、国内生産の顧客ニーズの高まりを感じていました。

ボトルネックの作業時間を短縮できる生産体制を構築するため、経営革新計画の策定に取り組み「ものづくり補助金」に採択されました。結果自社開発の量産機械に加えカッティングマシンの導入によって、大幅な納期短縮とコストダウンにつながり、多くの注文を受けられる体制が整いました。



スタイルボックス

経営革新計画 相談申込書 FAX: (086)296-2250

事業所名		担当者名	
ご住所		TEL	



ネットの申込みは
こちらからから